

平成 25 年 11 月 14 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ド ワ ン ゴ 代表者名 代表取締役社長 荒 木 隆 司 (コード番号:3715東証第一部) 執 行 役 員 コーポレート本部長 小 松 百 合 弥 (TEL. 03-3549-6300)

「株式給付信託型 ESOP」の導入に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 11 月 14 日開催の取締役会において、従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託型 ESOP」(以下、「本制度」と言います。)の導入を決議致しましたので、下記の通りお知らせ致します。

記

1. 本制度導入の目的

当社では、従業員インセンティブ・プランとして、米国で普及している従業員向け報酬制度の ESOP (Employee Stock Ownership Plan)を参考に本制度の導入を検討して参りました。今般、当社及び当社グループ従業員(以下、「当社グループ従業員」といいます。)の労働意欲や経営参画意識の向上を促すとともに、会社への貢献を従業員が実感できる報酬制度として、本制度を導入することとしました。

なお、本制度については制度内容のさらなる拡充の早期実現を図ることとしております。

2. 本制度の概要

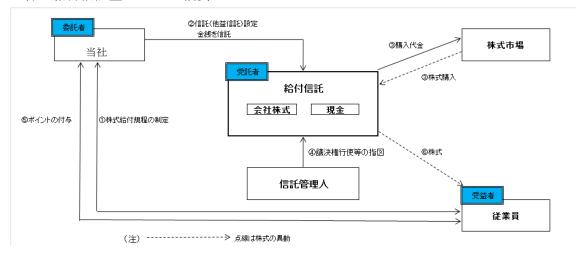
当社が当社グループ従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者として、当社株式の 取得資金を拠出することにより信託を設定します。当該信託(以下、「本信託」といいます。) は予め定める株式給付規程に基づき当社従業員に交付すると見込まれる数の当社株式を株 式市場において取得します。

本制度は、あらかじめ当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社グループ従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は、株式給付規程に従い、当社グループ従業員に対し業績貢献度等に応じてポイントを付与し、在職時に(累積した)ポイントに相当する当社株式を無償で給付します。

本制度の導入により、当社グループ従業員の業績向上及び株価への関心が高まり、当社グループ従業員がこれまで以上に意欲的に業務に取組むことが期待されます。

<株式給付信託型 ESOP の概要>



- ①当社は、従業員福利厚生制度の一つとして本制度を導入します(「株式給付規程」を制定し、 一定の要件を充足した従業員に対して当社株式を給付します)。
- ②当社は、「株式給付規程」の対象となる従業員を受益者とする「金銭以外の金銭の信託(他益信託)」を設定し、当社株式の取得に要する金銭を信託します。
- ③受託者は、信託された金銭により、従業員に将来給付する当社株式を一括して取得します。
- ④信託期間を通じ、「株式給付規程」の対象となる従業員の利益を保護し、受託者の監督をする ため選任された信託管理人が議決権行使等の指図を行います。
- ⑤当社は従業員に対し、あらかじめ定めた「株式給付規程」に基づき業績貢献度等に応じ、将来 給付する当社株式を計算する為の「ポイント」を付与していきます。
- ⑥「株式給付規程」に定められた要件を充足した従業員について、所定の手続を行ったうえ、受 託者はその従業員に当社株式を交付します。

3. 本信託の概要

(1)委託者 当社

(2) 受託者: 三井住友信託銀行株式会社

(3) 受益者: 株式給付規程に定める受益者要件を充足する者

(4) 信託管理人 当社と利害関係のない第三者

(5) 信託の種類 金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)

(6) 信託契約日 平成 25 年 11 月 18 日 (予定)

- (7) 信託の期間 平成 25年11月18日 (予定) ~平成 26年12月30日 (予定)
- (8) 信託の目的 受益者要件を充足する当社従業員に対するインセンティブの付与
- (9) 制度開始日 平成 25 年 11 月 18 日 (予定)
- 4. 本信託による当社株式の取得の内容
 - (1) 取得株式の種類 当社普通株式
 - (2) 取得株式の総額 80,000 千円 (予定)
 - (3) 株式の取得時期 平成 25 年 11 月 19 日 (予定)
 - (4) 株式の取得方法 取引所市場 (ToSTNeT を含む) より取得
 - (注) 当社は、主要株主であり筆頭株主である当社代表取締役会長川上量生より、その保有する当社 普通株式を、当該信託の株式取得に際して、売却する意向を有している旨の連絡を受けてお ります。